

# 公立大学法人沖縄県立芸術大学教員住宅貸与規程

令和3年4月1日  
沖芸大規程第32号

(趣旨)

**第1条** この規程は、公立大学法人沖縄県立芸術大学（以下「法人」という。）の教員住宅の貸与に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教員 学長、教授、准教授、講師、助教及び助手の職にある者（公立大学法人沖縄県立芸術大学特任教員就業規則（令和5年沖芸大規則第9号）第2条に規定する特任教員を除く。）をいう。
- (2) 教員住宅 法人が民間等から借り受け、入居資格を有する教員が居住するために貸与する住宅をいう。
- (3) 入居者 教員住宅に入居する教員をいう。

(入居の資格)

**第3条** 教員住宅に入居できる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 常勤の教員として新たに採用される者で、採用前に県外に居住し、県内に住居を持たない者
- (2) 前号の規定により教員住宅に入居している者で、引き続き県内の別の教員住宅に転居しようとする者
- (3) 前2号に規定により入居資格を有する教員と、世帯および生計を一として同居する者

(入居の申請)

**第4条** 前条第1号又は第2号に該当し、教員住宅への入居を希望する者は、教員住宅貸与申請書（様式第1号）を入居予定年月日の原則2ヶ月前までに提出しなければならない。

(転居の申請)

**第5条** 入居者が従前の教員住宅から別の教員住宅への転居を希望するときは、教員住宅転居申請書（様式第2号）を転居予定年月日の原則2ヶ月前までに提出しなければならない。

(貸与の決定)

**第6条** 理事長は、前2条に規定する申請書の提出があったときは、当該申請書及び転居を希望する物件の賃貸借契約内容等を審査し、教員住宅の貸与を決定する。

- 2 前項の規定により貸与を決定したときは、教員住宅貸与決定通知書（様式第4号）を当該教員に通知する。

(教員住宅の借り受けに要する経費)

**第7条** 理事長は、教員住宅の貸与を決定したときは、当該物件の所有者又は仲介業

者と賃貸借契約を締結し、教員に貸与するものとする。

- 2 教員住宅の家賃は、別表1に定める額を上限として、法人が負担する。
- 3 前項で規定する家賃以外の経費は、当該教員住宅の入居者が負担する。

(教員住宅の貸付料)

**第8条** 教員住宅の入居者は、教員住宅の貸付料をその月の毎月末日までに納めなければならない。

- 2 教員住宅の貸付料の額は、居住用の家屋に応じ、それぞれ別表2に定める算式により算出して得た額とする。
- 3 貸付料の算定は、理事長が入居予定日として承認した日を始期とし、第10条で規定する退去の届出の退去予定日を終期とする。

(入居者の義務)

**第9条** 入居者は、善良な管理者の注意をもって教員住宅を使用しなければならない。

- 2 入居者は、教員住宅の全部又は一部を第三者に貸し付け、若しくは居住の用以外の用に供してはならない。
- 3 入居者は、第7条の規程により締結した賃貸借契約の禁止事項に該当する行為を行ってはならない。
- 4 入居者は、教員住宅が滅失し、又は損傷し、若しくは汚損したときは、直ちに理事長に届け出なければならない。
- 5 前項の場合において、当該教員住宅の滅失又は損傷若しくは汚損が入居者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、入居者は遅滞なくこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。
- 6 前各項に定めのない事由が生じた場合、法人と入居者は教員住宅の賃貸借契約及び法令等に従い、誠意をもって協議し解決する。

(退去の届出)

**第10条** 入居者が従前の教員住宅から退去するときは、教員住宅退去届出書(様式第3号)を退去予定年月日の原則2ヶ月前までに提出しなければならない。

(貸与の取り消し)

**第11条** 理事長は、入居者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、教員住宅の貸与を取り消すことができる。

- (1) 入居者が教員でなくなったとき。
- (2) 入居者が死亡したとき。
- (3) 第8条に規定する貸付料を滞納したとき
- (4) 第9条の規定に違反したとき
- (5) 物件の所有者から明渡しを求められる等、法人の都合により明渡しの必要が生じたとき

(事務)

**第12条** 教員住宅に関する事務は、事務局総務課が処理する。

**附 則** (令和3年4月1日理事長決裁)

- 1 この規程は令和3年4月1日から施行する。

- 2 この規程の施行前に沖縄県公舎管理規則（昭和58年沖縄県規則第22号）及び沖縄県立芸術大学に関する公舎管理要綱（昭和61年4月15日教授会決定。）に基づき貸与された公舎（以下「公舎」という。）に、この規程の施行後に引き続き居住する者は、この規程による教員住宅の貸与の決定があったものとみなす。
- 3 前項の規定による教員住宅の家賃の上限額は、当該教員住宅から転居又は退去するまでの間は、公舎としての貸与の承認があったときの沖縄県立芸術大学に関する公舎管理要綱で定める借受金額を適用する。
- 4 沖縄県立芸術大学に関する公舎管理要綱は廃止する。

**附 則**（令和6年3月27日理事長決裁）

- 1 この規程は令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

教員住宅貸与申請書

年 月 日

公立大学法人沖縄県立芸術大学理事長 殿

（入居者）

所属

（

専攻）

職名

氏名

下記のとおり教員住宅を使用したいので、申請します。

記

(1) 入居を希望する理由

(1) 入居者と世帯および生計を一として同居する者の氏名

(2) 入居を希望する物件の名称、所在地

所在地：

名称等：

(4) 入居予定年月日 年 月 日

(5) その他必要な事項

連絡先：（ ） ー

様式第2号（第5条関係）

教員住宅転居申請書

年 月 日

公立大学法人沖縄県立芸術大学理事長 殿

（入居者）

所属

（

専攻）

職名

氏名

下記のとおり教員住宅を転居したいので、申請します。

記

- (1) 転居を希望する理由
- (2) 入居者と世帯および生計を一として同居する者の氏名
- (3) 退去する物件の名称、所在地  
所在地：  
名称等：
- (4) 退去予定年月日 年 月 日
- (5) 転居を希望する物件の名称、所在地  
所在地：  
建物名称・部屋番号：
- (6) 転居予定年月日 年 月 日
- (7) その他必要な事項  
連絡先：（ ） ー

様式第3号（第10条関係）

教員住宅退去届出書

年 月 日

公立大学法人沖縄県立芸術大学理事長 殿

(入居者)

所属

(

専攻)

職名

氏名

下記のとおり教員住宅を退去したいので、届け出ます。

記

(1) 退去する理由

(2) 入居者と世帯および生計を一として同居する者の氏名

(3) 退去する物件の名称、所在地

所在地：

名称等：

(4) 退去予定年月日 年 月 日

(5) その他必要な事項

(退職した場合)

退職後の所在地：

連絡先： ( ) ー

様式第4号（第6条関係）

教員住宅貸与決定通知書

年 月 日

殿

公立大学法人沖縄県立芸術大学理事長  
（ 公 印 省 略 ）

年 月 日付で申請のあった教員住宅の貸与（転居）について、  
貸与を決定したので通知します。